

役場からのお知らせ

納期のお知らせ ※口座振替をご利用の方は、残高確認をお願いします。

●3月31日 納期限●

後期高齢者医療保険料	9期分
保育料	3月分
水道料	3月分
町営住宅使用料	3月分

●5月2日 納期限●

固定資産税	1期分
保育料	4月分
水道料	4月分
町営住宅使用料	4月分

(4月末は休日のため、5月2日が納期となります。)

産業課からのお知らせ

消費生活相談の実績報告

町消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は、平成25年度は16件、平成26年度は14件、平成27年度は10件となっています。各年度共に「送りつけ商法」「架空請求」「訪問販売」などの相談が多く寄せられました。

役場本庁2階には消費生活相談室を設置しておりますので、消費生活でお困りのことがあればご相談ください。相談者のみなさんと共に考え、解決に向けてお手伝いをします。町は関係機関との連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めています。

- 相談日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日・年末年始を除く)
- 電話による相談：産業課地域振興係(☎43-2111内線2252)へ
- 相談開設日以外の相談：消費者ホットライン(☎188 または0570-064-370)へ
- 岐阜県の相談窓口：岐阜県県民生活相談センター 月～土(☎058-277-1003)
可茂県事務所 月、火、木、金(☎0574-25-3111内線212)



□消費者行政についての町長表明

「送りつけ商法」「架空請求」「訪問販売」など消費者を狙う悪質商法は後を絶ちません。特に高齢者が被害やトラブルに遭うケースは年々増加の傾向にあり、一人暮らしの高齢者などはその被害に遭いやすくなっています。また、インターネットを利用した取引が増加し利便性が向上する一方で、それに関連するトラブルも多く発生しています。

八百津町では、町民のみなさまが安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、被害の未然防止と被害発生後の適切な対応のため、今後も継続的に消費生活相談体制の充実に努めるとともに、地域や関係機関との連携を深めながら悪質商法を排除する取り組みを進めていきます。また「消費者教育の推進に関する法律」を踏まえ、自立した賢い消費者の育成に消費者行政の分野からも取り組んでまいりたいと考えています。

平成28年3月20日 八百津町長 金子 政則

□お問い合わせ 役場2階 産業課 地域振興係 ☎43-2111 (内線2252)